

高等教育における体育学の専門教育と質保証に関する日中比較

佐藤 正伸*・小林 勝法**

A Sino-Japanese Comparison of Higher Education Curriculum and Quality Assurance in the Physical Education and Sports Science

Masanobu SATO, Katsunori KOBAYASHI

要旨 現在、日本の体育学系学部はユニバーサル化とグローバル化に対応した「教育の質保証」が充分に実施できていない。各国の教育制度やその質保証の実態について国際比較を行い、自らの特徴を明確にし、質保証実施の基盤を構築する必要がある。そこで、本稿では、中国の代表的な体育学系学部と日本のそれとを比較した。概ね、日本の体育学系学部は似通っているが、中国の主要2大学では差別化されていた。また、日本の体育学系学部の一部ではジェネリック・スキルの育成が意図され始めているが、中国の主要2大学にはまだ生じていない。前者は中国の、後者は日本の長所である。「キャンパス・アジア」構想が現実味を帯びてきた今日、体育学が他の学問分野に後れをとらないために、東アジア諸国の体育学教育界が協働して質保証を行っていかなければならない。したがって、今後、更に内容的に深く、範囲的に広く、比較研究を行う必要がある。

キーワード：教育の質保証 体育学教育 キャンパス・アジア 日中比較

I. 目的

1. 緒言

1) 大学教育をめぐる社会情勢

今日、各大学には、ステークホルダーの期待や社会情勢に対応した教育を実施し、学生を有為な市民に導くとともに、その成果を社会に開示して評価を受けることが求められている。これは「教育の質保証」（以下「質保証」）と呼ばれ、世界的な動向である。現在、各国の大学に共通する課題はユニバーサル化とグローバル化に対応した質保証である。

大学教育におけるユニバーサル化とは、入学者の学修歴や学修目的が多様化し、かつ、学力の幅も広がっている状況である。取り分け、学力低下が大きな対応課題である。日本では初等中等教育

の内容変化により大学志願者の多くの基礎学力が低下している。また、大学収容人員数と大学入学希望者数とがほぼ一致する状況になり、入学試験の難易度が過去に比して低下していることも、大学入学者の基礎学力低下の一因である。特に、後者の動向は日本のみならず、台湾や大韓民国（以下「韓国」）でも生じている。この状況下、旧態依然の大学教育では、各大学は高度研究教育という機能を維持することが難しくなっている。

一方、大学教育におけるグローバル化とは一般的なその意味と全く同じである。そもそも、教育制度は社会の基盤であり、文化の異なる地域や国によって制度が異なることは必然である。それにも関わらず、昨今、この求めが強い。2001年以降、WTO（World Trade Organization／世界貿易機関）のサービス貿易の自由化に関する交渉において大学教育もサービス材と位置づけられ、日本に対してアメリカや中国などから大学教育の自由化の要求が突きつけられ、その交渉が続けられてい

*さとう まさのぶ 文教大学教育学部学校教育課程体育専修

**こばやし かつのり 文教大学国際学部国際観光学科

る。日本は、教育の質の確保と消費者である学生や保護者の保護の視点が重要という立場を主張しながら、前向きに交渉を続けている。他方、既に、ヨーロッパや東南アジア地域では国際的な高等教育プログラムが構築されている。これら諸国に後れをとらないよう、日本、中華人民共和国（以下「中国」）、韓国の間でも「キャンパス・アジア」構想が進展している^{6) 11)}。各大学には、このようなグローバル化の流れに対応するため、自国の文化性を基盤としつつ、国際性をも備えた大学教育を構築することが求められている。もちろん、外国人の学生を受け入れると言うことは、ユニバーサル化の一端でもある。

さて、各大学はこれらの時勢に応じた質保証をしなければ、存在意義を失い、少子化の進み中で経営破綻に陥ることもある。また、そのような大学が増えれば、大学教育制度そのものが信用を失墜し、社会発展を阻害する危惧もある。つまり、質保証は各大学のみならず、大学界、ひいては社会発展に必要な営みであり、その方法を講じることは喫緊な研究課題である。取り分け、グローバル化に対応した質保証の方法を講じるにあたっては、高等教育制度が異なることから、大学教育制度やその質保証の実態について、国際比較を行う必要が生じている。

2) 日本の体育学分野の大学教育の状況

さて、質保証にあたっては、学問分野による独自性が存在することは明白である。そこで、本稿では体育学^{注1)}に着目する。日本の体育学分野の大学教育、特に、その学部教育における専門教育^{注2)}をめぐっては、以下のような状況がある。

現在、日本の体育学分野の学部専門教育は、中等教育の保健体育科教員の他、社会各所の体育やスポーツ事業に携わる人材の養成を目的としている（詳細は、後出「本論」で論じる）。しかし、卒業生の中で保健体育科の教員になる割合は約20%であり、これを含め、体育やスポーツの事業に関連する職業に携わる割合は約30%である¹⁴⁾。当然、圧倒多数の専門家にならない学生を有為な

市民に導く教育課程を構築する質保証が必要であるが、そのような気運はない。

他方、このように専門家を輩出していない学部教育であっても、研究レベルは非常に高い。特に、運動生理学やバイオメカニクスなどの研究成果は世界のトップレベルである。それ故、東アジア諸国から多くの大学院留学生を受け入れてきた。しかし、日本の中等教育の保健体育科教員養成を主目的とする学部教育に修学するメリットが少ないことから、東アジア諸国からの学部留学生は欧米に流れ、結果、大学院留学生も減少傾向にある。

つまり、日本の体育学分野の学部教育はユニバーサル化にもグローバル化にも対応できていないのである。もちろん、この状況に強い危機感を抱くとともに、それに対応すべく、体育学の専門教育やその質保証の実態に関する国際比較研究と、それを基にした国際的質保証の方法を講じる必要を強く主張する。

2. 本研究の目的

上記のような状況から、日本の体育学専門教育にとってグローバル化の対応を講じることは喫緊の課題である。そこで、そのために必要となる知見の1つである、最大の相手国となる中国の体育学専門教育について日本との比較を行う。

II. 方法

本稿では、文献調査および実地調査から得られた資料や知見を基に考察を進めていく。実地調査の詳細について、以下に記す。

1. 実地調査 A

本実地調査では、中国の体育教育（教育課程および質保証の実態など）の全体像と、国内主要大学における体育学教育（特に、体育学の教養教育）の実態について聴取した。

○期日

2013年9月9日（月）

14時～15時30分

○場所

中華人民共和国国務院教育部会議室

○調査対象者（面接調査回答者）

王 登輝（教育部体育衛生与芸術教育司長^{注3)} / 全国高等学校^{注3)} 体育教学指導委員会主任)

戸 遜（教育部体育衛生与芸術教育司体育処長 / 全国高等学校体育教学指導委員会事務局長)

郝 光安（北京大学体育科学研究所所長)

李 鴻江（首都体育学院党書記)

毛 振明（北京師範大学体育与運動学院主任)

劉 波（清華大学体育部主任)

2. 実地調査B

本実地調査では、中国の体育学専門教育の最高位である北京体育大学の教育研究環境や教育課程について聴取した。

○期日

2013年9月10日（火）

10時30分～13時30分

○場所

北京体育大学外事処レセプションルーム、スポーツ科学研究所他

○調査対象者（面接調査回答者）

胡 楊（北京体育大学副校長)

金 曉平（北京体育大学外事処処長)

花 勇民（北京体育大学外事処副処長)

Ⅲ. 本論

1. 日本の体育学教育について

1) 大学教育制度について

①設置制度について

大学制度を規定する主な法規は「教育基本法」「学校教育法」「学位規則」である。大学の設置認可権限は文部科学省にあり、その省令である「大学設置基準」で大学を設置する

ために必要な最低基準を定めている¹³⁾。そして、設置後もこの基準を満たしていることが求められる。体育学系の学部については、他の分野の学部と同様に、当該学問分野の学術研究と教育を実施するに相応の教員数や敷地面積の他、体育館の設置が義務づけられている。

なお、大学設置状況について諸外国と比較した際、日本の特徴は、私立大学が多いことである(783校中、国公立は178校で、私立大学の割合は77.3%)⁹⁾。したがって、敷地面積などの物的環境は、最低基準である前記の大学設置基準を充たす程度の規模の大学が多く、諸外国に比すと小規模な大学が多い。他方、各大学の独立性や独自性が尊重される風土でもある。体育学系学部については、それを設置している大学(後出表1を参照)は25大学^{注4)}で、そのうち国公立大学は2大学(私立大学の割合は92.0%)である。

②質保証について

○大学評価について

大学評価の制度として、大学による自己点検・評価が「大学設置基準」によって1991年より努力義務化された¹³⁾。その後、2002年に義務化され、現在では「学校教育法」第109条に「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、…(中略)…、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定められている¹⁴⁾。あわせて、7年を周期とする第三者評価(認証評価)も定められ、2004年から導入された¹⁴⁾。認証評価は、大学が行った自己点検・評価をもとに大学基準協会などの国から認証された評価機関が実地調査を踏まえて評価するものである。評価項目は文部科学省令によって定められ、認証評価の結果は社会に公表されている。

体育学系の大学・学部については、前記の第1周期の認証評価の有効期間中の機関と、それを終えて2013年度以降の第2周期に入った機関とがある。いずれの周期についても、不適格の評価を受けた機関はない。

○ファカルティ・ディベロップメントについて

1999年に「大学設置基準」でファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」）に努めることが規定され、2008年には同基準が改正され義務化された。第25条の3に「大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。」と規定されている¹²⁾。文部科学省の調査によると2009年度にFDを実施した大学は99%で、具体的には研修会や講演会、教員相互の授業参観などとなっている⁵⁾。

体育学系学部でのFDは大学ごとに行われ、体育学系の大学・学部だけによる連携事業はない。しかし、全国体育系大学学長・学部長会^{注5)}が体育学教育課程の参照基準を作成したり¹⁵⁾、体育学分野の最大学術団体である日本体育学会がFDに関するシンポジウムを開催したりするなど、大学間の連携も見え始めている。なお、これらの状況は体育学の専門教育についてであるが、他方、教養教育については全国大学体育連合^{注6)}が各種講習会を開催するなど、多数の大学間連携の事例がある。

2) 日本の体育学系学部について：体育学系学部の変遷

日本の体育学系学部の変遷を表1に示した。体育学系学部を設置している大学ごとに、設置年度と学部名称を、また、学部改組があった場合は改組年度と改組後の学部名称を記載した。なお、体育学系学部を設置した後、廃止した大学はない。

①黎明期から発展期

日本ではじめて体育学系学部が設置されたのは1949年で、東京教育大学と日本体育大学とに体育学部が設置された。すなわち、戦後の新学校教育制度下でのことである。東京教育大学の体育学部は、東京高等師範学校の体育科と東京体育専門学校を統合した組織であり、日本体育大学の体育学部は日本体育専門学校が改組転換した組織であった。なお、当時の世相として、女子の大学進学は希であったことから、女子の体育学系の高等教育機関として、1950年に、二階堂体操塾を前

身とする日本女子体育短期大学と、東京女子体操学校を前身とする東京女子体育短期大学とが開校している。

これらの設置経緯から明らかなように、体育学系の学部は中等教育の保健体育科（1949年当時の教科名称は「体育」）教員養成を主たる目的としていた。その後、趣意を同じくする体育学系学部は、1950年代に4大学、1960年代に6大学、1980年代に2大学に設置され、1984年までの36年間に14大学となった。また、いずれも「体育学部」を標榜した。

この間、1964年に東京で夏季オリンピック大会、1972年に札幌で冬季オリンピック大会が開催されたことなどから、社会のスポーツに対する関心が高まった。また、オイルショックなど一時的な不況もあったものの、神武景気、岩戸景気、オリンピック景気、いざなぎ景気といった好景気が続き、大局的に見れば右肩上がりの経済発展を遂げ、市民の中に経済的な余裕が生じた。これらの相乗により、市民の中にスポーツを活用して余暇活動を充実させたり健康を高めたりすることに関心が高まってきた。

この社会動向を受け、体育学系学部の教育目的も、当初の「保健体育科教員養成」に加え、「スポーツ競技力の向上」や「スポーツによる余暇活動の充実や健康の保持増進といった社会ニーズへの寄与」が加わってきた。前記のように、この14大学での学部名称は全て「体育学部」であったが、学部組織の下に設置された学科構成に変化が生じている。例えば、1962年に日本体育大学に健康学科、中京大学に健康教育学科と、「健康の保持増進」に寄与できる人材育成を意図した学科が設置された。また、1971年に東海大学に社会体育学科、1975年に日本体育大学に同じく社会体育学科と、「余暇活動の充実」に寄与できる人材育成を意図した学科が設置された。

さて、1980年代に設置された2大学を除くと、12大学の体育学部は1949年から1969年の間に設置されている。すなわち、平均1.75年、つま

表1 日本の体育学系学部の変遷

	年 (西暦)
仙台大学	49 50 51 55 58 59 62 63 65 67 69 73 81 84 93 95 98 03 05 06 07 08 09 10 11 13
筑波大学	体育学部 (49 (当時, 東京教育大学)) 体育学部 (67) 体育専門学群 (73) スポーツ健康科学部 (06)
流通経済大学	体育学部 (84)
国際武道大学	体育学部 (58)
順天堂大学	体育学部 (51) スポーツ健康科学部 (93 (改称))
大東文化大学	スポーツ・健康科学部 (05)
東海大学	体育学部 (67)
東京女子体育大学	短期大学 (50) 体育学部 (62 (短期大学の設置は50年))
日本体育大学	体育学部 (49) 体育学部 (65 (短期大学の設置は50年)) 体育学部 / 児童スポーツ教育学部 (13)
日本女子体育大学	短期大学 (50) 体育学部 (65 (短期大学の設置は50年))
法政大学	短期大学 (50) 体育学部 (65 (短期大学の設置は50年))
早稲田大学	短期大学 (50) 体育学部 (65 (短期大学の設置は50年))
桐蔭横浜大学	短期大学 (50) 体育学部 (65 (短期大学の設置は50年))
至学館大学	短期大学 (50) 体育学部 (65 (短期大学の設置は50年))
中京大学	短期大学 (50) 体育学部 (65 (短期大学の設置は50年))
びわこ成蹊スポーツ大学	短期大学 (50) 体育学部 (65 (短期大学の設置は50年))
立命館大学	短期大学 (50) 体育学部 (65 (短期大学の設置は50年))
同志社大学	短期大学 (50) 体育学部 (65 (短期大学の設置は50年))
大阪体育大学	短期大学 (50) 体育学部 (65 (短期大学の設置は50年))
天理大学	短期大学 (50) 体育学部 (65 (短期大学の設置は50年))
環太平洋大学	短期大学 (50) 体育学部 (65 (短期大学の設置は50年))
九州共立大学	短期大学 (50) 体育学部 (65 (短期大学の設置は50年))
福岡大学	短期大学 (50) 体育学部 (65 (短期大学の設置は50年))
鹿屋体育大学	短期大学 (50) 体育学部 (65 (短期大学の設置は50年))

り1~2年ごとに体育学部が設置されたことになる。社会が堅調に発展し、人口が増加し、学校教員の需要が高まる中、自然な現象であった。例えば、前記の東京教育大学体育学部では、1960年代、卒業生して就職を希望する者のほとんどが高等学校の教員になっていた。

また、当時の競技スポーツ界では厳格な「アマチュア規程」が運用されていた。競技スポーツ活動による金銭受領が禁じられていただけではなく、スポーツ競技活動のための休業日数の上限が定められていたり、この間の休業補償を受けたりすることも禁じられていた。この規程の下、充実した競技スポーツ活動を営める社会的身分は軍人（日本の場合は自衛官）または学生であった。したがって、オリンピックなどの国際スポーツ競技会に出場した選手の多くが体育学系学部の学生であり、この成果に対する社会的評価も高かった。

このように、発展の一途の体育学系学部であったが、1970年代には新設はなく（東京教育大学の閉学にともなう筑波大学体育専門学群の設置があった）、また、1980年代前半に2大学に設置された後、2003年までの間、体育学系学部の設置はなかった。これらの状況から、1950年代を体育学系学部の黎明期、1960年代から1980年代を発展期、そして、1990年代以降は変革期と捉えられる。

②変革期

前記のように、体育系の学部の設置は、1980年代前半に2大学に設置されたが、その後、2003年に2大学で設置されるまでなかった。この新設は、単に「18年ぶり」ということだけではなく、大きな変化をともなっていた。すなわち、2つの体育学系学部の名称は、それまでの「体育学部」ではなく、「スポーツ科学部」（早稲田大学）と「スポーツ学部」（びわこスポーツ成蹊大学）と、冠名から「体育」を外し「スポーツ」に代えたものであった。また、体育学系学部の新設ではないものの、従前の「体育学部」の改編に際し、名称から「体育」を外した大学もあった。1993年の順

天堂大学の「スポーツ健康科学」、1995年の中京女子大学（現、至学館大学）の「健康科学部」、1998年の福岡大学の「スポーツ科学部」、2011年の中京大学の「スポーツ科学部」である。

この変化の背景には、体育学系学部をめぐる2つの状況変化があった。

まずは、教員採用数の減少によって卒業生の進路（就職先）に変化が生じてきたことである。1970年代までは、体育学系の学部の卒業生はほとんどが中等教育課程の保健体育科教員となっていた。しかし、1980年代以降、急激に教員採用数が減少し、必然的に、全ての体育学系学部でその就職割合も低下した。結果、多くの体育学系学部において、「ほとんどの卒業生が保健体育科の教員にならない」状況となり、学部名称に「体育」を冠する意義が薄れてきた。

そして、体育学系学部の様相にさらに強い影響を及ぼしたのは、「スポーツによる余暇活動の充実や健康の保持増進といった社会ニーズへの寄与」という目的の更なる多様化である。結果、体育学系の学部の様相を大きく変えることとなった。「健康」の考え方の多様化が進み、特に、「心の健康」という、抽象的、かつ個人差の大きい欲求がその中核となったことによる。「自己実現」「共生」など、個人が抱く「心の健康像」は枚挙にいとまがなく、かつ、多くの市民が、その実現手段としてスポーツを用いようとした結果、その市民とスポーツの関わり方も「する」や「見る（観戦や鑑賞）」に加え、「創る、支える（スポーツをしたい人のためにスポーツ活動を支援する）」などと、これも多様化した。もちろん、体育学系学部はこのような社会ニーズに応える人材育成を目指しているが、他方、このような社会ニーズを「体育」という言葉で表現することに違和感が生じてきた。

これらの状況変化を受け、1990年代以降、「スポーツ科学部」や「健康スポーツ科学部」といった、「体育」に代わり「スポーツ」を含む学部名称とする大学が増えることとなった。もちろん、

単なる「名称の変化」だけではなく、教育課程の変化も伴っていた。すなわち、このような社会ニーズに応えるスポーツを提供する営みは、「スポーツの指導」というよりも、「スポーツの場づくり」や「スポーツ・サービス」と捉えられた。また、スポーツの場づくりやスポーツ・サービスには対価がともなう状況となった。このような現象を「スポーツ・マネジメント」と呼び、この用語を含んだ名称の学科や専攻などの教育課程を設置する体育学系学部が増えてきた。例えば、1993年に順天堂大学にスポーツ・マネジメント学科が、1997年に筑波大学に健康・スポーツマネジメント専攻が設置された。

③新たな動向

前記のように、体育学系学部は「スポーツに対する社会ニーズ」の多様化に対応しつつ、多様な分野に教育課程を構築し続けてきた。しかし、近年、この動向に逆行する動きが出始めている。

例えば、筑波大学は、従前、体育専門学群の下に「体育・スポーツ学専攻」「健康体力学専攻」「コーチング学専攻」の3専攻を設置していた。しかし、2014年度から、これを「体育学専攻」に一本化する。また、国際武道大学では、従前、体育学部の下に「体育学科」「国際スポーツ文化学科」「スポーツトレーナー学科」「武道学科」の4学科を設置していた。しかし、2013年度から、このうち前出3学科を「体育学科」に統合し「武道学科」との2学科とした。

これらは、いずれも体育学内の各論領域を1つ選択して「狭く深く」学習させるカリキュラムではなく、体育学全体を「広く浅く」学習させるカリキュラムである。もちろん、科目選択によって個々の学生の履修実態に若干の差異は生じるが、体育学全体を網羅した学習することには変わりはない。

ただし、これらの変化は保健体育科教員養成教育への回帰ではない。むしろ、多様化するスポーツの専門職への対応である。両大学とも、専門教育課程は体育学全体を網羅するように「広く浅

く」学ばせるが、同時に、キャリア教育に関する科目や総合学習といった新しい観点からの教養教育を充実させている。つまり、前者の学習により、体育学の基礎を習得し、後者の学習により、それを各自が目指す専門職に活かせるように転じさせる学習構図である。特に、体育学教育に内在するジェネリック・スキル^{注7)}の教育力、すなわち、体育学の学習で習得した能力には汎用性が高いことを活用しようという意図である。

現在、この2大学を除く他大学は、社会ニーズの多様化に併せて教育課程を細分化し続けている。しかし、これはいずれ限界に達する。この2大学の対応は、それを先取りしたものと推察する。

2. 中国の体育学教育について

1) 大学教育制度について

①設置認可などについて

文化大革命の間、中央政府の高等教育部および教育部が廃止され、また、ほとんどの大学が省、市、自治区などの革命委員会の管轄下におかれた。中央所管の大学は壊滅的な状況に陥り、教育の質の低下は明らかであった。文化大革命終結後、教育部が1975年に復活し、中央所管大学も復活した。また、大学の乱立による教育の質の低下を防ぐため、教育部が大学に対する統一指導、共同管理を強化することとなった¹⁾。

1980年に「中華人民共和国学位条例」が定められ、以降、今日的な大学制度が整備された。大学教育に関する主な法規としては「教育法」⁷⁾や「高等教育法」「学位条例」「教師法」「職業教育法」「民営教育促進法」「普通高等教育機関設置に関する暫定条例」などがある。例えば、「高等教育法」では「大学若しくは独立設置の学院は、優れた教学・科学研究の力量と高い教学・科学研究の水準、相応する規模を備えて、本科課程及び本科課程より上の教育を行い得るようになるものとする。…(中略)…高等教育機関を設立する具体的な基準は国务院が制定する」(第25条)とされて

いる⁸⁾。また、「普通高等教育機関設置に関する暫定条例」に設置基準として教員数、土地・校舎建築面積、図書数などが示されている。

②質保証について

○大学評価

大学評価の実施は法規によって定められている。教育法の第24条には「国家は視学制度及び学校その他の教育機関の評価制度を実施する。」と定められ⁷⁾、高等教育法の第44条には「高等教育機関の運営水準、教育の質について、教育行政部門の監督及び教育行政部門が組織する評価を受ける。」と定められている⁸⁾。実際の運営にあたっては、1990年に国家教育委員会（現在は教育部と呼び、日本の文部科学省に相当する）から「普通高等学校教育評価暫定規定」が公布され、試験的に実施された。2003年からは5年周期で行うことが定められ、2004年には評価を行う「教育部高等教育教学評価センター」が設立された³⁾。大学評価は自己評価と実地調査を踏まえて行われ、改善の必要がある場合、評価後1年以内に改善に取り組むことが義務づけられている。なお、中国の体育学系学部の大学評価の実態について、今回の実地調査では明らかにすることができなかった。

○ファカルティ・ディベロップメント

中国では、現在のFDに相当する活動は古く、1953年に「高等学校教師進修暫行弁法」が公表されてから始まった。1985年には北京師範大学と武漢大学に全国FDセンター（原語では「全国師質培訓中心」）が設置され、その後全国の6つの行政区に1つずつFDセンターが設置され、取り組まれている。具体的には、新任教員研修や教授法研修、国内外研修、社会実践研修などが行われている。

また、体育学教育の教員については、全国大学体育課程体育指導要綱の中で研修・研鑽の義務が規定されている。例えば第14条では「体育教員は、自身の政治的、職務的素養を高めることに努める。大学は、体育教員に対し計画的、定期的に

教育研修することにより、教員の知識と能力、指導水準を高め、現代社会における教育に順応できるようにする。」と定めている。また、研修制度として、全国体育教学指導委員会による講習もある。本委員会は、教育部体育衛生与芸術教育司長、すなわち政府の長が主任を務めており、国家主導の講習会と捉えられる。

2) 中国の体育学系学部の状況：実地調査の結果から

中国における実地調査の概要は前記した。本稿では、体育学の専門教育に関する結果を基に、中国の体育学系学部の状況について報告する。

①北京体育大学

北京体育大学は、1952年に「中央体育学院」として開設された。1956年に「北京体育学院」、1993年に「北京体育大学」と改称し、現在に至る。中国では、「211工程」と呼ばれる重点大学制度がとられているが¹⁰⁾、その中で唯一の体育大学である（ただし、体育学教育を展開している211工程の指定大学は、例えば、後述する北京師範大学の体育与運動学院のように他にもある）。すなわち、中国国内の体育学系学部教育機関の最高位である。特に、スポーツの国際競技力の向上と、「全民健康運動」と呼ばれる市民の健康の保持増進への寄与とが求められている。

さて、諸外国の体育学系大学・学部と同様に、北京体育大学もまた、設立当初は、各学校期の体育の教員養成、競技力向上、市民の健康づくりへの寄与が、その主たる人材育成方針と社会的存在意義であった。しかし、現在の教育組織体制と教育課程は、2002年に従前を刷新する大規模な改革を行った結果のものである。

この背景には、当然、2008年の北京オリンピックの開催がある。この大会で高い業績を修めることが国家的課題となり、スポーツトレーニングの高度科学研究機関が必要となった。また、経済発展により市民の余暇活動の充実への欲求や健康の保持増進への関心も高まり、その支援を講じる研究機関も必要となった。もちろん、これらの動向

に対する体育学系学部の変化は、既に日本や欧米諸国で経験済みであったことから、それらの事例を参考に、8つの「院」と5つの「系」からなる教育組織に再編した。

このうち、学士教育課程にあたる組織は「教育学院 (Physical Education School)」「競技体育学院 (Sport Coaching School)」「武術学院 (Wushu School)」「管理学院 (Sport Management School)」「運動人体科学学院 (Sport Science School)」「体育伝媒系 (Sport Journalism & Communication Department)」「外語系 (Foreign Languages Department)」「体育芸術系 (Sport and Arts Department)」「運動回復系 (Sport Rehabilitation Department)」「社会体育系 (Community Sport Department)」の11組織である (簡体字を日本語漢字に代えて標記したが、大学が用いている英語表記を基に、原語以外に適正な日本語漢字がある場合はそれを記載した (以下同))。この他に、博士課程と修士課程の大学院と、成人向けの通信教育機関ある「継続教育学院 (Continuing Education School)」, 留学生指導を担う「国際教育学院 (International Education School)」がある。

また、学士教育の専門課程は表2に示す12専攻がある。すなわち、「体育教育専攻 (physical education)」「運動訓練専攻 (sport coaching)」「社会体育専攻 (community sport)」「運動人体科学専攻 (sport science)」「民族伝統体育専攻 (traditional Chinese sport)」「運動回復与健康専攻 (sport rehabilitation)」「英語専攻 (国際体育方向) (English)」「報道学専攻 (体育報道方向) (journalism)」「表現専攻 (体育表現方向) (dance performance)」「応用心理学専攻 (運動心理方向) (advertisement applied psychology)」「公共事業管理専攻 (体育管理方向) (sport and industry management)」「体育産業管理専攻 (sport and industry management)」である。また、各々は前記の院または系に属している。なお、2014年に、「余暇体育専攻 (leisure sport)」, 「芸術専攻

(体育芸術方向) (performance)」を増設することになる (今回の実地調査では詳細を聴取することができなかった)。

まず、専攻の内容の幅広さが特徴である。「運動回復与健康専攻 (sport rehabilitation)」「英語専攻 (English)」「報道学専攻 (journalism)」といった趣向の学科や専攻は、日本の体育学系学部でも設置されているところがあるが、少数である。つまり、日本の体育学系学部全体でカバーしている教育範囲を、一大学で網羅しているのである。また、授与する学位^{注8)}が「教育学」「文学」「理学」「管理学」がさまざまなことが特徴である^{注9)}。これらの背景には、従前の「体育教師養成を主とする」という教育課程の枠組みから脱却し、社会各所に人材を輩出しようとする意図が表れている。このような教育課程の結果、卒業の就職先も多様となっている。ただし、実際のところ、多くの卒業生が教師になる。

②北京師範大学体育与運動学院

北京師範大学は1902年に設立された京師大学堂師範館を前身とし、組織改編や戦争による移転などを経て、1950年に北京師範大学となった。体育学系の教育研究組織である「体育与運動学院 (College of physical education and sports)」は、1917年に (当時は北京高等師範学校) 設立された中国で最も古い体育学系の高等教育機関である。

北京師範大学は「師範大学」と称しているが、人文社会学から自然科学に至る多様な「学院」という教育組織の他、研究センターなどの研究組織を備える総合大学である。この「学院」は日本の学部に対応することから、体育与運動学院は、わが国の教育学系学部設置されている体育学系学部ではなく、総合大学内に設置されている体育学系学部と同格である。2002年、従前からあった体育学の専門教育課程である「体育学院」と、教養教育を担っていた公共体育 (日本の「教養体育」) 部門とを一体化し、博士課程、修士課程、学士課程、研究センターを有す現在の組織と名称

表2 北京体育大学の学士教育課程

専門	学位	目的	主な科目	就職先
体育教育	教育学	中等学校の体育教師の育成	運動解剖学, 運動生理学, 体育保健学, 教育学, 学校体育学, 運動心理学, 体育測定評価, 外国語, コンピュータ操作, 科学研究方法, スポーツ実技	各級(小学校から高等)学校の教師
運動訓練	教育学	競技スポーツの科学研究と指導に従事する人材の育成	運動解剖学, 運動技術分析と診断, 運動訓練生理学, 運動栄養学, 運動機能回復学, 運動損傷回復学, 医務監督, 教育学, 運動心理学, 体育社会学, 運動訓練学, 外国語, コンピュータ操作	各級学校の教師, スポーツチーム, 市民の運動拠点の指導員
社会体育	教育学	地域の体育事業に従事する人材の育成	社会体育概論, 経営学基礎, 健康評価, スポーツマッサージ, 中華体育養生学, 体育経済学, 体育経営学, 運動競技学, 医務監督法, コンピュータ操作, 外国語, 大衆体育理論, 大衆体育技術	地方政府の体育行政機構, 体育・スポーツの協会, スポーツクラブ, スポーツ企業
運動人体科学	教育学	運動科学の知識によって, 競技スポーツの技能向上や市民の健康指導の研究や指導に携わる人材の育成	教育学, 高等数学, 化学, 物理学, 人体解剖学, 人体生理学, 運動生化学, 運動生物力学, 運動保健学, 運動回復学, 医務監督, 基礎臨床医学, 中国医学養生学, コンピュータ操作, 外国語, スポーツ実技	各級学校の教師, スポーツ研究機関, 市民の医薬衛生や保健回復の担当機関
民族伝統体育	教育学	伝統的体育や武術の教育に携わる人材の育成	教育学, 民族伝統体育概論, 人体解剖学, 人体生理学, 体育心理学, 中国医学基礎, 中国武芸史, 武術論, 民族伝承体育, 伝統体育養生, 傷害按摩学, 外国語, コンピュータ操作	各級学校の教師, 余暇活動の施設, 武術指導施設, 警察, 軍隊, 武術研究機関
運動回復与健康	理学	運動科学や基礎医学の知識によって, 市民の健康回復や健康向上の運動指導に従事する人材の育成	人体解剖, 運動解剖学, 人体生理, 運動生理学, 生物化学, 運動生物力学, 回復心理学, 医学統計学, 病理学的, 免疫学, 外科学, 内科学, 中国伝統回復治療学, 運動療法原理, 運動損傷学, 医務監督, 運動療法学	市民の運動拠点の指導員, 市民の衛生担当・健康回復指導員, スポーツ科学研究機関, 各級学校の教師
英語 (国際体育)	文学	語学力を活用し, メディアやスポーツ産業で, スポーツ事業の運営に携わる人材の育成	基礎英語, 高級英語, 語法, 英語論策, 翻訳理論, 翻訳実践, 言語学概論, 英米文学, 英米概論, 体育学概論, 英語教授法, 国際体育組織, 世界体育史, 体育英語	国際スポーツ組織, スポーツメディア, 各級学校の教師, 市民の保健センター
報道学 (体育報道)	文学	スポーツメディアに従事する者やスポーツイベントの企画に携わる人材の育成	報道学概論, 報道理論, 広報学, テレビ放送学, メディア経済学, 体育メディア評論, 新聞執筆, 新聞編集, 媒介管理, 伝播心理学, 体育概論, 体育社会学, 体育史, 体育美学, 体育広告学, 体育撮影法	スポーツメディア, 出版, 一般企業
表現 (体育芸術表現)	文学	体育理論と芸術表現の知識によって, 表現運動の実演や指導者・監督となる人材の育成	表現基礎理論, 芸術概論, 文学修業, 国内外美術鑑賞, 美術史, 外国音楽鑑賞, 音楽基礎理論, 体育表現技能, 体育芸術美学, エアロビクス体操, リズム体操, スポーツダンス, 団体操, 集団行動, 表現技能,	体育表現組織, 各級学校の教師, 芸術系学校の教師, フィットネスクラブ
応用心理学 (運動心理方向)	理学	心理学と体育理論の知識によって, メンタルトレーニングやカウンセリングに従事する人材の育成	運動訓練学, 心理学概論, 実験心理学, 心理測定, 運動心理学, 教育心理学, 社会心理学, メンタルトレーニング, カウンセリング, 精神病理学, 運動技能学習, 人体解剖学, 運動生体力学, コンピュータ, スポーツ実技	市民体育のカウンセラー, 企業の保健部門
公共事業管理 (体育管理)	管理学	体育行政に携わる人材の育成	経営学概論, 経営心理学, 経済学, 広報活動, 公共財産管理, 経営評価, 応用統計, 情報システム管理, 文書管理文庫, 経済的数学, コンピュータ操作, 人材開発, オリエンティックムーブメント	スポーツ関連企業, 体育・スポーツ協会, 地方政府体育部門, 社会体育組織, 高等教育機関の体育施設管理
体育産業管理	管理学	スポーツ産業に従事する人材の育成	スポーツマーケティング, スポーツ産業学, 経営学概論, ミクロ経済学, マクロ経済学, 会計学, 企業財務, マーケティング, 情報システム管理, 体育施設管理, 体育事業経営, リスクマネジメント	スポーツ用品メーカー, 商業スポーツ施設, スポーツイベント企業, 高等教育機関の体育施設管理

注1) 体育学は教育学の一領域と位置づけられており「体育学学士」が存在しない。

注2) 就職先は「例示」であり, 実際には教師となる卒業生が多い。

になった。

体育与運動学院は政府から「体育教師育成のための重点大学」として認定され、教育方針にも「学術研究と同じように学生の教員養成教育も重視している」と明示されている。学士課程にあたる教育組織として、表3に示すような、「体育教育学科 (physical education)」「運動訓練学科 (sports training)」の2学科が設置されている。

体育教育学科は、体育社会学や体育心理学など人文社会学系の体育学の各論の習得に重きを置いて、体育の指導力を培う学科である。一方、運動訓練学科は、運動生理学、運動と健康管理学、運動医学など、自然科学的な体育学の各論の習得に重きを置いて、体育の指導力を培う学科である。また、体育教育学科では「省、市が開催するスポーツ競技会に参加したこと」を就学要件にしているが、運動訓練学科では「2級選手以上」と制限している。なお、概ね、国家規模の体育大学（例えば、前記の北京体育大学など）の代表選手が「1級選手」であることからして、必ずしも「高い競技能力」を求めているというものでもない^{注10)}。

卒業後の就職については、両学科とも「官庁、体育研究機関、各級学校の教師、（進学（修士課程）が増えている）」と共通している。実際のところ、ほとんどの卒業生が中等以上の学校の教師となっている。なお、いずれの学科も「教育学」の学士号を授与している。

「教研室」と呼ぶ、学生教育の観点からの研究室編成は「体育理論研究室」「陸上競技指導研究室」「体操指導研究室」「球技指導研究室」「武術指導研究室」となっている。これは、体育学の基礎科学と実践科学という二面性のうち、後者に重きを置いた組織体制である。また、修士課程も「体育社会学系」「体育教育訓練系」「民族伝統体育系」「運動人体学系」と、これも実践科学に重きを置いた課程編成となっている。いずれも、「体育教師育成」を教育機能の中核としていることの表れである。

3) 体育学系学部の日中比較

北京師範大学体育与運動学院の様相は、1980年代までの日本の体育学系学部の黎明期・発展期にあった体育学部と同じである。しかし、日本の体育学系学部の全てが社会のスポーツに対するニーズに対応できる人材育成に向け教育課程を多様化する方向に発展したのに対し、北京師範大学体育与運動学院は体育教師養成という機能を深める方向に発展した。言うならば、日本の体育学系学部とは真逆の発展方向である。

他方、同じ中国の体育学系学部である北京体育大学の変革の様相は、1990年代以降の日本の体育学系学部の変革期にあった体育学部と同じである。日本の体育学系学部が社会のスポーツに対するニーズに対応できる人材育成に向け教育課程を多様化させたのと同様の発展方向である。ただ

表3 北京師範大学体育与運動学院の学士教育課程

専門	学位	目的	主な科目	技能要求	就職先
体育教育	教育学	体育人文社会学と運動人体科学の基本的理論と、1つの専門競技技能と多数の競技技能の基礎とを習得し、体育科学研究、体育教育、体育管理などの領域の仕事に携わる人材の育成	体育社会学、学校体育学、体育課程与教学論、運動解剖学、運動生理学、体育心理学、体育科学研究方法、陸上競技、球技、体操、伝統武術	省、市が開催したスポーツ競技会の参加経験	官庁、体育研究機関、各級学校の教師、（進学（修士課程）が増えている）
運動訓練	教育学	体育運動に関する基本理論と、運動訓練法の基本技能、高度な専門技能を習得し、スポーツチーム、各学校および高等教育機関の体育やクラブ、業余体育学校（地域の体育講習）、伝統的武術学校、各職場で運動訓練、教育、科学研究などの仕事に携わる人材の育成	運動訓練学、体育心理学、体育生物学、運動と健康管理、体育測定評価、体育医学、体育科学研究方法、陸上競技、球技、体操	2級資格のスポーツ選手（省、市が開催したスポーツ競技会の成績上位者、体育大学の代表選手が1級。）	同上

し、日本の体育学系学部では、一部に、「体育学を総論的に学習させる教育課程」へ回帰する傾向が出ているが、北京体育大学では、2014年にさらに専攻を増やすよう、依然として多様化の方向である。

このような北京師範大学体育与運動学院と北京体育大学の対局的な発展方向の背景には中国の高等教育政策がある。すなわち、教育機能ごとに重点大学を指定し、かつ成果主義に則り予算配分する政策である。北京師範大学体育与運動学院に「体育教師育成」を、北京体育大学に「スポーツの国際競技力向上」と「全民健康運動」への寄与を求める政策に裏付けられた両大学の変容である。言い換えれば、体育学系学部期待される3つの社会機能を、国家が2大学に棲み分けたのである。

さて、日本では、大学の目指す方向は各大学に委ねられている。それにも関わらず、似通った体育学系学部が多数存在する。結果、大学の歴史、ブランド・イメージ、スポーツ競技力のレベルなどから、入学者の学業成績に差異が表れ、それによって社会評価の序列が構築されている。私立大学が多く、各大学が自律性や独立性を表出できる風土において、その利点を生かし切れていないと言えよう。中国のように、各大学が機能を棲み分けることは、日本の状況にとって参考にする価値がある。もちろん、国家主導で行うことは到底できることではなく、また、その必要もない。自由競争の原理に則りながら、各大学が他大学と差別化を図ることが肝要である。

一方、中国では、大学を卒業したものの就職がなく、都市部の小さなアパートメントハウスをルームシェアして蟻のように暮らす「蟻族」と呼ばれる若者が増え、深刻な社会問題となっている。今回の調査対象となった2つの体育学系学部は、教員就職が安定していることから、この問題に直面していない。しかし、地方の体育学系学部や、都市部にあっても国家から重点指定を受けていない体育学系学部はこの問題に直面している。

そのような大学に対しては、日本の少数の体育学系学部が試みている「体育学の総論的学習とキャリア教育を並立させたカリキュラム」が解決に向けた参考事例となり得るだろう。

IV. 結論

今日、学術研究界と大学教育界とに大学教育をめぐるユニバーサル化とグローバル化に対応した質保証が求められている。その中、日本の体育学系学部は充分に対応できていない。日本の体育学系学部がそれを適正に実施する基盤として、各国の大学教育制度やその質保証の実態について国際比較を行い、自らの特徴を明確にする必要がある。取り分け、「キャンパス・アジア」構想と呼ばれる、日本、中国、韓国の大学間での単位互換やジョイント／ダブル・ディグリー制度が現実味を帯びる中、少なくとも、これらの国々との国際比較は必須である。本稿は、そのような課題意識から、体育学専門教育の制度について、最大の相手国となる中国との比較を行った。

本稿では、中国で最も古く、また中国を代表する体育学系学部である北京師範大学体育与運動学院と、中国最大かつ最高位の体育学系大学である北京体育大学の教育課程と、日本の体育学系学部の全体傾向とを比較した。

日本の体育学系学部は、広範な体育学分野を網羅するように教育課程を編成しているが、中国の2大学は棲み分けを行っていた。2大学は教育目的が差別化されており、志願者はそれによって大学を選択する事が可能である。一方で日本の場合、体育学系学部の教育課程は似通っており、志願者は、教育内容よりも、大学の歴史、ブランド・イメージ、スポーツ競技力のレベルなどから大学を選択する。すなわち、大学教育の中核的価値である教育内容ではなく、周辺の価値による大学選択行動である。したがって、入学者の学習レディネスが不十分なことは必然である。しかし、この原因は志願者側と言うよりも、むしろ、教育

課程を差別化できていない大学側にある。日本の体育学系学部では、今後、各大学の個性を教育課程に反映させ、差別化したそれを編成していくことが必要である。

一方、今回着目した中国の2大学は、現在、中国の多くの大学が抱えている就職難という課題に面していないものの、いずれそのような状況になると予測される。他方、日本の体育学系学部は、就職難という問題よりも、専門家にならない卒業生が多いという問題に面している。この状況下、日本の少数の体育学系学部では、体育学を総論的に学習させるとともに、キャリア教育をも充実させるカリキュラムに転じている。これは、体育学教育に内在するジェネリック・スキルの教育力を活用するものである。この新たな試みは、日本の他の体育学系学部はもちろん、中国の多くの体育学系学部の今後に大きな示唆を与えるものと考えられる。

さて、本稿では教育課程に着目して日中比較を行った。今後は詳細な教育内容、すなわち、各科目での教授／学習内容について比較を行うことが課題となる。また、「キャンパス・アジア」の実現に向け、その比較研究を基に、教授／学習内容について多国間の擦り合わせを行っていく必要もある。ところで、日本の体育学教育の原点である東京高等師範学校の校長であった嘉納治五郎は、柔道を創始するにあたって「自他共栄」の精神を強調した。これは「相手と競いつつ、自分も相手も共に栄えていこう」という意味である。今日、体育学教育は正にその状況にある。東アジア諸国の体育学教育界が協働して質保証を行っていかなければならない。もちろん、本稿はその一過程であり、まずは前記の課題を、そして、その実現を目指していきたい。

注記

注1) 本稿では「体育」や「スポーツ」の定義についての深い論議は避けるが、一般に、スポーツは「目的とルールによって制度化された運動」、体育は「教育

目的でのスポーツや運動」と捉えられ、近接概念である。したがって、狭義では「体育学」と「スポーツ学」とも近接学問領域となるが、他方、「体育学」に「スポーツ学」を包括する慣例があり（例えば、両分野を包括する学術団体として「日本体育学会」がある）、本稿でも「体育学」の名称を用いる。

注2) 日本の大学における体育学教育には専門教育と教養教育の二面がある。

注3) 本役職は日本の文部科学省スポーツ・青少年局長に相当する。また、「高等学校」は日本の大学に相当する。

注4) 学部名称に「体育」または「スポーツ」が入っている、もしくは入っていた大学。

注5) 体育学系の学部を設置している単科大学の学長、総合大学で体育学系の学部を設置している大学の当該の学部長によって組織された団体。体育学の専門教育のあり方などを討議し、体育・スポーツ界への各種の提言を行っている。

注6) 体育学の教養教育の発展に資することを目的として組織された団体。調査研究、FD活動の支援、表彰などを行っている。

注7) ジェネリック・スキルとは「社会人として活躍できる能力」である。全国体育系大学学長・学部長会は「体育・スポーツ学分野の参照基準」の中で、体育・スポーツ学（本稿では「体育学」と表記）の学習で培えるジェネリック・スキルとして「学際複合科学的知識と複眼的思考力」「マネジメント力」「危機管理能力」「言語および非言語コミュニケーション力」「観察学習力」を挙げている。

注8) 日本では卒業と学位授与は同時であるが、中国では卒業と学位授与は別であり、課程を卒業したとしても試験に合格しなければ学位は授与されない

注9) 中国では「教育学」の下に「体育学」を位置づけており、「体育学」という学士学位はない。

注10) 「運動員等級制度」と呼ばれ競技力向上を目的に国家体育総局が定める等級。健将、1級、2級、3級、少年の5階級からなり、4年ごとに基準が改正される。

参考文献

- 1) 張 清華、中国における高等教育の管理運営形態に関する研究：1949年から1985年までの国立高等教育機関を中心に、東京大学大学院教育学研究科紀要、第38巻、1998年、pp.423-432。
- 2) 大学評価・学位授与機構、諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要（日本）、2008年、25p。

- 3) 鮑 威, 中国の高等教育: 量的拡大から質的改革へ, IDE・現代の高等教育, 第518号, 2010年, pp.30-34.
- 4) 鮑 威, 中国における高等教育制度と大学の設置形態, 国立大学財務・経営センター研究報告「大学の設置に関する調査研究」, 第13巻, 2011年, pp.41-72.
- 5) 文部科学省, 大学における教育内容等の改革状況について, http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/1310269.htm, (参照: 2013.11.01)
- 6) 文部科学省, 第1回日中韓大学間交流・連携推進会議により CAMPUS Asia スタート, http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1292771.htm, (参照: 2013.11.01)
- 7) 文部科学省, 各国における「教育基本法」に相当する法律(中華人民共和国教育法, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo8/gijiroku/020501hb.htm, (参照: 2013.11.01)
- 8) 文部科学省, 高等教育政策に関する各種資料(中華人民共和国高等教育法), http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/030301de.htm, (参照: 2013.11.01)
- 9) 文部科学省, 教育指標の国際比較(平成25年版), http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/data/kokusai/1332512.htm, (参照: 2013.11.01)
- 10) 南部広孝, 中国の高等教育戦略, カレッジマネジメント, 158号, 2009年, pp.50-53.
- 11) 日経ビジネス編集部, 立命館大学: 国境を越えたリアルな「共同生活」を推進, 日経ビジネス, 第1711号, 2013年, pp.47-48.
- 12) 佐藤禎一, 国際化・流動化時代の日本の高等教育, 大学評価・学位授与機構研究紀要, 第17号, 2003年, pp.129-137.
- 13) 総務省・e-Gov, 法令検索「大学設置基準」, <http://law.e-gov.go.jp/>, (参照: 2013.11.01)
- 14) 総務省・e-Gov, 法令検索「学校教育法」, <http://law.e-gov.go.jp/>, (参照: 2013.11.01)
- 15) 全国体育系大学学長・学部長会, 体育・スポーツ学分野における教育の質保証: 参照基準と教育関連調査結果, 2011年, 119p.

謝辞

本研究は2013年度文教大学学長調整金の助成を受けた「中国と韓国における大学体育と体育学教育の質保証の現状と課題」の研究成果の一部である。また、中国での実地調査に際して、(公社)全国大学体育連合会長の安西祐一郎氏と駐華日本国大使館一等書記官の名子学氏に多大なるご協力とご支援を賜った。ここに記して感謝する。